

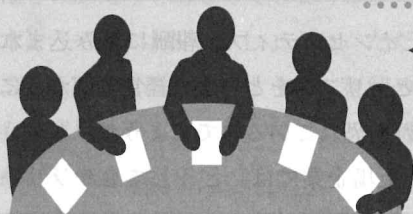
事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第85回> 信託型SO問題と新規通達による株価算定

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)



[前回(第84回)は No.3768 (令和5年9月11日号)に掲載いたしました。]

信託型ストックオプション(以下、ストックオプションをSOと表記)については、既に実務で相当程度浸透していたところだった。国税庁が急遽課税の方向性を打ち出したこと及び通達改正について、実務家としてどう捉えていくべきか議論してみたい。

1 はじめに

国税庁「ス
(Q&A)」(Q
(Q&A)(令和
7月)

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/230707/pdf/02.pdf>

sample

sample

sample

と言われれば目の前が真っ暗になりそうです。

濱田) 私を含めて、SOを報酬として出さね

生、よろしくお願いします。

村木)

に、ま

として

sample

sample

sample

場
ぜ
。

で、実務は相当程度混乱しています。

岡野) 逆に、国税庁は緩和の側面も出してくれているので、今後のSO採用は増えるでしょうね。普段あまりSOに出会うことのない

2 なぜSOが報酬として支給さ

sample

sample

sample

『SOが報
ていただ

とは思えないのですが、理由の問題としては明白なと思っています。

内藤) 同感です。自分の関与先で、突如課税

さましようか。

内藤) その前に、SO報酬と並んで株式を直接支給することもありますね。両者をあわせて

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

地方税

裁判裁決

その他